

藻類

THE BULLETIN OF JAPANESE SOCIETY OF PHYCOLOGY

昭和30年12月 December 1955

目次

淡水産珪藻 <i>Achnanthes crenulata</i> について.....	津村孝平 岩橋八洲民	57
ワークス科海藻の卵周にある粘質物の有極性崩壊について...	中沢信午	67
海藻の英名及びハワイ名(続).....	近江彦栄	71
シャジクモの採集と鑑定のてびき.....	今堀宏三	75
C. P. THUNBERG の邦産海藻の標本に就いて.....	山田幸男	81
新著紹介		
片田実著 テングサ類の増殖に関する基礎的研究.....		84
学会録事.....		85

日本藻類學會

JAPANESE SOCIETY OF PHYCOLOGY

日本藻類學會會則

(總 則)

第1條 本會は日本藻類學會と稱する。

第2條 本會は藻學の進歩普及を圖り、併せて會員相互の連絡並に親睦を圖ることを目的とする。

第3條 本會は前條の目的を達するために、次の事業を行う。

1. 總會の開催 (年1回)
2. 藻類に關する研究會、講習會、採集會等の開催
3. 定期刊行物の發刊
4. その他前條の目的を達するために必要な事業

第4條 本會の事務所は會長のもとにおく。

第5條 本會の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(會 員)

第6條 會員は次の3種とする。

1. 普通會員 (藻類に關心をもち、本會の趣旨に賛同する個人又は團體で、役員會の承認するもの)
2. 名譽會員 (藻學の發達に貢獻があり、本會の趣旨に賛同する個人で、役員會の推薦するもの)
3. 特別會員 (本會の趣旨に賛同し、本會の發展に特に寄與した個人又は團體で、役員會の推薦するもの)

第7條 本會に入會するには、住所、氏名 (團體名) 職業を記入した入會申込書を會長に差出すものとする。

第8條 會員は毎年會費300圓を前納するものとする。但し名譽會員及び特別會員は會費を要しない。

(役 員)

第9條 本會に次の役員をおく。

會 長 一 名 (任期は2ヶ年とする)

幹 事 若干名 (任期は2ヶ年とする)

會長は總會に於て會員申よりこれを選出する。幹事は會長が會員中よりこれを指名する。

(刊 行 物)

第10條 本會は定期刊行物「藻類」を年3回刊行し、會員に無料で頒布する。

附 則

この會則は昭和28年10月11日から施行する。